平成２７年（フ）第３１１号
千葉県八街市朝日１番地23
債務者　阿部　明美
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第３２３号
千葉県八街市泉台３丁目２番地12
債務者　峯岸亜耶子
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第３２５号
千葉県四街道市めいわ１丁目17番５―203号（スクエアマンション）
債務者　黒木　勇
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２３６号
岡山県倉敷市神田１丁目13番29号
債務者　三宅　信也
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第２５５号
岡山県総社市小寺2061番地　ピュアライフＡ102
債務者　藤野　百代
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第２７７号
高知市六泉寺町22番地　市住179号
債務者　松浦　実
1　決定年月日時　平成28年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２９１号
高知市長浜蒔絵台１丁目５番地15　メゾン蒔絵台Ⅱ・102
債務者　伊藤　正道
1　決定年月日時　平成28年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第７９号
新潟県三条市月岡１丁目25番１号　プリッツタウン103号、住民票上の住所新潟県長岡市小貫39番地１
債務者　**西片**　真都
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第３号
函館市上湯川町59番22号
債務者　小林麻由子
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第５号
函館市新川町19番13号
債務者　小松　正己
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第８号
北海道茅部郡森町字砂原１丁目10番地４　西村コーポ３号館　101号室
債務者　小澤　正樹
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１８３９号
愛知県小牧市大字二重堀196番地１　ニューウェーブ小牧Ⅰ208号
債務者　淺野　和則
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４２３０号
大阪府枚方市長尾家具町５丁目10番48―11号
債務者　佐**藤**美雪こと　蔡　美雪
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３５２号
大阪府摂津市鳥飼西２丁目32番３－１号
債務者　丸山哲生こと　李　東壽
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５０６号
大阪府寝屋川市木屋元町４番４号
債務者　坂井　涼子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６９７号
大阪市都島区都島本通５丁目３番22号ルイスバラガン501号
債務者　中山　禎司
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７０６号
大阪市城東区関目５丁目６番15―803号
債務者　藤阪　俊至
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７２４号
大阪府吹田市岸部中４丁目23番２号（105）、前住所大阪府茨木市水尾３丁目17番309号
債務者　北村　拓也
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部